

# Q&A

## Q1 里親って養子のこと？

A 里親にはおもに、養育里親と養子縁組希望里親の2種類があります。養子縁組希望里親の場合は、養子を前提としていますが、養育里親の場合は、養子縁組は行わず、必要な期間(数日～数ヶ月、数年まで様々です)子どもの養育を行います。

## Q2 里親の要件ってあるの？

A 里親になるには特別な資格や経験は必要ありませんが、おもな要件として以下のものがあります。

- 子どもの養育についての理解や熱意、愛情をもっていること
- 心身ともに健康であること
- 里親になることに家族が同意していること
- 必要な研修を修了していること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもを養育する居住スペースがあること
- 里親希望者および同居人が欠格事由に該当しないこと

欠格事由：成年被後見人または被保佐人、禁錮以上の刑を受けた者、児童虐待を行った者など

●最終的には、「子どもを安定して養育することができる環境か」ということを、県の児童福祉審議会で総合的に判断することになります。

## Q3 里親に年齢制限はあるの？

A 養育里親の場合は、具体的な年齢制限は設けていませんが、委託見込み期間や里親の年齢は子どもを委託する際に考慮します。短期委託の場合もありますので、30代～60代まで幅広い年齢層の方が里親家庭として活躍されています。

## Q4 共働きでもいいの？

A 基本的には問題はありますが、親から離れて暮らすことになった子どもの心のケアの視点にたつと、子どもの年齢によっては家庭に迎えて一定期間は子どもと向き合い、じっくりと養育できる態勢を整えることが望ましい場合があります。そのため、共働きの方の場合、委託される子どもの年齢や状況が限定される場合があります。

## Q5 単身でも里親になれるの？

A 基本的には可能です。ただし、養育里親の場合は、現実に子どもの養育と生計維持が可能であること、子どもの養育に関する知識や経験を有すること、養育の支援者が身近にいることなど、子どもを適切に養育できることが要件となります。

## Q6 里親になる手続きは？

A まずは児童相談所にご相談ください。里親を希望される方と面談をして詳細な説明をします。その後、家庭訪問や必要な研修(講義2日間、施設実習2日間)を受講していただき、県の児童福祉審議会で審査を経て、里親登録となります。

## Q7 養育にかかる費用はどうなるの？

A 生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、養育里親には、里親手当も支給されます。

## Q8 養育に悩んだら？

A 児童相談所の担当者にご相談ください。児童相談所では、委託されている子どものカウンセリングや一時預かり、家事援助などの支援のほか、養育スキル等を学ぶために様々な研修を開催しています。また、児童相談所だけでなく、里親サロンで他の里親さんと養育の悩みや喜びを共有したり、児童養護施設や乳児院等の里親支援専門相談員に相談することもできます。

## Q9 賠償保険はあるの？

A 委託されている子どもが人に怪我をさせた時や、他人の車などに傷をつけてしまった時などに対応できる全国里親会の里親賠償保険に加入していただいています。

## Q10 里親会はどんな活動をしているの？

A 里親が孤立しないための仲間づくりや委託されている子どもたちと一緒に楽しめる活動、研修を行っています。里親だけでなく、委託されている子どもの仲間づくりの貴重な機会にもなっています。

# 里親になりませんか？



子どもの育ちの中で大切なこと…それは、子どもたち一人一人を見つめ、寄り添い、愛してくれる大人がそばにいます。

未来の社会を担う子どもたちを社会で守り、一緒に育てていきませんか。

「新しい絆」を求めています！

子どもたちがあたたかな家庭で暮らしていけるよう大分県では里親になってくださる方を募集しています。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

「里親」とは…

保護者の病気や経済的な事情などさまざまな理由により、家族と一緒に生活することが難しい子どもを自らの家庭に迎え入れて養育する方のことです。

おもに、養育里親と養子縁組希望里親の2種類の里親があります。

一定の研修を受けたあと、里親として登録されます。

## ～いろいろな里親さんを求めています～

- 短期間(数日から数週間程度)養育する里親
- 子どもが学校を転校しなくてもいいように同じ校区の子どもを養育する里親
- 乳幼児から長期で養育する里親
- 乳幼児や小学生を短期で預かる里親
- 中高校生を養育する里親
- 養子縁組を希望する里親

県内のたくさんのご家庭が里親家庭として登録していただくことで、子どもたちの生活の場所の選択肢が広がります。

問い合わせ

大分県中央児童相談所(里親担当) 〒870-0889 大分市荏隈5丁目  
TEL 097-544-2016 FAX 097-546-1399